

(付表)

令和元年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（雇用勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	1	0	2	0	3	0	返納金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	—	—	1178	600	1178	600	返納金債権 424
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	—	—	38	17	38	17	返納金債権 9 損害賠償金債権 8
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	—	—	110	392	110	392	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	—	—	43	131	43	131	返納金債権 128
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	—	—	24	120	24	120	返納金債権 120
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	5	3	5	3	返納金債権 2
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	—	—	38	136	38	136	返納金債権 136
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	

(付表)

令和2年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計会計（雇用勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	—	—	—	—	—
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	—	—	1,109	500	1,109	500	返納金債権 298 損害賠償金債権 151
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	—	—	7	2	7	2	返納金債権 1 損害賠償金債権 1
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	—	—	178	401	178	401	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	—	—	129	113	129	113	返納金債権 92
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	—	—	8	43	8	43	返納金債権 43
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	10	5	10	5	返納金債権 2 損害賠償金債権 2
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	—	—	31	238	31	238	返納金債権 238
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	—

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（雇用勘定）

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	3	0	3	0	返納金債権：0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	1	0	776	582	777	582	返納金債権：507 損害賠償金債権：66
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	—	—	22	9	22	9	返納金債権：7 損害賠償金債権：2
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	2	0	228	429	230	429	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	—	—	161	300	161	300	返納金債権：255 機構継承債権：24
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	1	0	54	124	55	124	返納金債権：124
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	4	1	4	1	返納金債権：1
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	1	0	9	3	10	3	返納金債権：3
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	—